

錦江町農業委員会 1 月総会議事録

- 開催日時 平成30年1月24日（木） 午後3時30分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員（農業委員15人、農地利用最適化推進委員8人）

会長	1 番	宿利原勝吉
代理	2 番	鈴 一磨
委員	3 番	安水 純一
〃	4 番	鳥越 秀一
〃	5 番	徳永 哲朗
〃	6 番	坂元 博美
〃	7 番	寺田 郁哉
〃	8 番	鍋 康博
〃	9 番	元丸 敏朗
〃	10 番	貫見 和洋
〃	11 番	毛下 利美
〃	12 番	内菌 雄治
〃	13 番	宿利原 進
〃	14 番	本釜 好子
〃	15 番	平原 榮

農地利用最適化推進委員

〃	内菌 政文
〃	山中 徹
〃	水流 佳文
〃	竹原 政洋
〃	安水 峯晴
〃	西川 健児
〃	折小野 道男
〃	横原 利己

- 事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 川越 正治

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第38号 農地法第3条許可申請について

議案第39号 錦江農業振興地域整備計画の用途区分変更について

議案第40号 農地法第4条許可申請について

議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第43号 錦江町農業委員会「農地用の利用の最適化の推進に関する指針」について

議 長	<p>只今より平成30年1月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に14番 本釜委員と15番 平原委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第38号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第38号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号11号の譲渡人は、F・Mさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字井上ノ迫平3063番、地目は台帳はや山林、現況は畑、地積は2,394㎡と、城元字井上ノ迫平3064番、地目は台帳畑、現況は畑、地積は2092㎡と、城元字井上ノ迫平3065番、地目は台帳は山林、現況は畑、地積は1812㎡と城元字井上ノ迫平3066番、地目は台帳山林、現況は畑、地積は2073㎡で、4筆の合計は8,371㎡となっています。</p> <p>譲受人はF・Sさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>F・Sさんの経営状況は、世帯員5名、労働力1名、自作地35,070㎡で、茶を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、乗用型防除機1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、山中推進委員です。</p>

	<p>次の受付番号12号の譲渡人は、H・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字浜射場5765番1、地目は畑、地積は4,776㎡となっています。</p> <p>譲受人はH・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、現在、農地の所有はありません。今後は野菜等の栽培をされということでございます。</p> <p>現在、農業機械等の所有等も無いところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず受付番号11号について、山中推進委員お願いいたします。</p>
山 中 推進委員	<p>はい。F・MさんとSさんは、S君が次女の養子であり、今、F・Sと名前も変えてというか、親子関係でございます。同じまとまった地区の畑でございます。親子ですので何ら支障は無いかと思います。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号12号について、8番 安水委員お願いいたします。</p>
8 番 安水委員	<p>はい。報告をいたします。</p> <p>受付番号12番のH・TさんとH・Tさんは実の兄弟です。元々この土地は、Hさんのお父さんよりTさんが相続されたものでした。今回、Tさんが農業を始めたいということと、Tさんが親からの財産分けをしたいということで、この申請をされたものです。Tさんは現在農機具など何も持っていないということでしたが、しばらくの間は兄さんのTさんから借りながら、作業をやって行きたいとのことでした。審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第38号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p>

	議案第38号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして議案第38号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	次に議案第39号錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更)についてと議案第40号 農地法第4条許可申請についてを、一括して議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第39号、議案第40号について説明いたします。 まず議案第39号についてですが、 申請者はK・Hさん、K自治会在住の方です。 申請地は神川字屋敷迫7431番2、地目は畑、地籍は4、102㎡のうち1、937㎡となっています。 変更目的は畜舎建設を行ないたいため、現在の用途区分畑から農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。 次の議案第40号、農地法第4条許可申請についても、申請者はK・Hさんで、こちらは畜舎建設のための転用申請となっているところでございます。 それぞれ7頁から14頁、17頁から21頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 議案第39号、議案第40号の担当調査員は、5番 徳永委員です。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。 議案第39号、議案第40号について、5番 徳永委員をお願いします。
5番 徳永委員	はい。昨日現地を事務局2名、私と会長の4人で調査いたしました。場所は18頁でも委員ですが、現在、Kさんが牛舎を作っておられる敷地の一番上の段になっております。3段になっている内の一番上の段です。新しく建設を予定している畜舎は、子牛の保育施設、それも鹿児島大学との新しい工法を使つての保育施設ということを目的とした建設予定地です。畜舎の建設場所をあちこち考えられたようですが、自然環境とかそういうのを考えて、自分の土地の中で作ると、増設するということになりました。除外申請を先ずしなければいけないというの

	<p>は、場所に現在牛舎が建っておりますけれど、これについては以前、除外申請をした時に、手違いで申請が記録されずにそのまま牛舎が建っておる場所です。今回その牛舎が建っている奥の方に作りますので、昔の分を遡って、先ず除外申請をします。そしてその後4条申請ということになりました。4条申請する建物の隣は別な方の畑になっております。周囲も全て畑。それから除外申請しようとする残りの部分には、自分のレイジですかね、畜産の乾燥飼料を置いておく場所になっております。いろいろ考えましてこの場所しか無いなということで、問題無かろうというふうに現地で判断しております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいま担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これから議案第39号を採決します。 お諮りします。 議案第39号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして議案第39号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第40号を採決します。 お諮りします。 議案第40号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして議案第40号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>

議 長	<p>次に議案第41号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第41号について説明いたします。</p> <p>受付番号8号の譲渡人は、鹿児島県地域振興公社さん、鹿児島市に拠点を置く法人でございます。</p> <p>申請地は神川字榎ケ久保6564番1、地目は畑、地積は1,160㎡と、神川字榎ケ久保6564番2、地目は畑、地積は3,081㎡と神川字榎ケ久保6564番3、地目は畑、地積は2,129㎡で、3筆の合計は6,370㎡となっております。</p> <p>譲受人はN・Kさん、K在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっております。</p> <p>N・Kさんの経営状況は、世帯員3名、労働力1名、自作地10,031㎡、小作地29,984㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、タイヤショベル・ロールベイラー・ラップマシン・軽トラック各1台となっております。</p> <p>この件について、若干説明をさせていただきますと。この榎ケ久保の3筆は、平成27年3月に、M・Nさんが、3年後に公社から買い戻すということで農地中間管理事業の特例事業をしよういたしまして、現在まで借りていらっしたんですが、本年3月に買い戻すという時期になりまして、買い戻すのは困難ということで、昨年12月に辞退されました。そこで新たな買主を見つけないといけないということで、N・Kさんに話をしましたところ買って良いということで、今回、売買の手続きをすることになりました。N・Kさんは、Yの方で肉用牛を大規模に経営されている方であり、今回の売買に対し何ら問題になるようなものは無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
6 番 坂元委員	<p>因みに売買価格というのはどのくらいになりますか。</p>
事務局	<p>〇〇万円。〇〇万円に手数料が、今回はNさんの場合は緊急な1年未満の売買ということで、手数料を〇万〇千円乗せた〇〇万〇千円です。大体反当〇〇万円程度になります。</p>

2 番 鈴 委員	これ3年前にMさんは買い戻す約束で買われた分けでしょう。その3年間の借地料というのは。
事務局	それはMさんの方で払ってあります。
2 番 鈴 委員	それは畑の土地代に。
事務局	それは入りません。
2 番 鈴 委員	入らないの。
事務局	あくまでも賃借料です。3年間は名義は地域振興公社ですので、それを借りて作る訳ですから。賃借料は賃借料ですから。
事務局	<p>この農地中間管理事業の特例事業というのが分からない方もいらっしゃるかも知れませんが、若干説明をさせていただきますと、農地を取得したいという時に、一括してお金が準備が出来ないとかいう場合に、認定農業者であるとかそういう方々は、1回、地域振興公社がその農地を買って、そしてさっき言ったように賃借料を払いながら、3年後に、その間にお金を準備して買い戻すと。ですから1回経由するという形になりますけれども、そういう事業で、農地の取得がしやすいようにという事業になっています。</p> <p>今回の場合は、3年経ちまして買い戻す段階になったけれども、お金の準備の方が出来ないということで辞退ということになったところです。</p>
3 番 鍋 委員	この売買価格は当時のままですか。金額は。
事務局	売買価格は公社が元の地主さんから買った額がそのままです。
3 番 鍋 委員	Mさんがされたときと同じということですか。
事務局	そこはもう変わらないです。ですから公社は高くも売らないし、安くも売らないということです。
1 5 番 平原委員	これは認定農業者じゃないとダメだったけ。
事務局	そうです。農地の場合も農振農用地で無いと。

5 番 徳永委員	土地評価が下がったと言って、当時の売買価格を更に再交渉して、例えば〇〇万円で買うとか、そういう交渉の余地はこの制度では無いんですか。
事務局	それは無いですね。あくまでも取得した額で。
5 番 徳永委員	今回はNさんが買うということですが、これが買う人がいなかった場合、4年、5年、そのまま賃貸で貸し付けるということになるんですか。
事務局	どうかして見つけなければならないということになります。
2 番 鈴 委員	下がった場合は買い手も多いと思うんですが、上がった時には買い手がいなくなって、そんな高いのは買わない、未だ安いのあるよという話になれば、ちょっと引かかるんじゃないの。
1 番 宿利原委員	今までもこの錦江町で2件ほどそういうのが発生しているんだけど、お金を払えなくて別な人に、別な人が買ってくれたから良かったんだけど。 やはりそういうのがあるから慎重にしないと。能力があるかどうか。
議 長	この件について、他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから議案第41号を採決します。 お諮りします。 議案第41号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして議案第41号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に議案第42号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。

	<p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は46筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは議案第42号のうち、受付番号539号から558号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第42号のうち、受付番号539号から558号までについて説明いたします。</p> <p>まず受付番号539号から541号までの貸し人はH・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は539号が馬場字山之口ノ上2201番、地目は田、地積は1,141㎡、540号が馬場字地荒神下2360番1、地目は田、地積は680㎡、541号が馬場字山ノ口1538番1、地目は田、地積は633㎡で、3筆の合計は2,454㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年1月25日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で130,000円となっています。</p> <p>借り人はT・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>T・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地6,318㎡、小作地3,928㎡で、水稻、馬鈴薯を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1台、軽トラック2台となっています。</p> <p>受付番号539号から541号までの担当調査員は、4番 鳥越委員です。</p> <p>次の受付番号542号の貸し人はK・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字柴立ノ下253番、地目は田、地積は2,700㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成30年1月25日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り6,000円となっています。</p> <p>借り人は(有)Mさん、S自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>(有)Mさんの経営状況は、構成員3名、雇用が8人で1,700日、小作地10,143㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各2台、田植機1台となっ</p>

す。

次の受付番号543号の貸し人はH・Kさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代川原字四本松1960番、地目は畑、地積は5,891㎡となっています。

貸付期間は平成30年1月25日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

借り人はO・Kさん、S自治会に在住の方です。

O・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が2人で300日、自作地10,108㎡、小作地23,808㎡で、甘藷、野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック1台となっています。

次の受付番号544号から547号までの貸し人はN・Yさん、H自治会在住の方です。

申請地は544号が田代川原字早瀬992番1、地目は田、地積は377㎡、545号が田代川原字早瀬1010番1、地目は田、地積は568㎡、546号が田代川原字早瀬1013番、地目は田、地積は515㎡、547号が田代川原字早瀬1015番、地目は田、地積は486㎡で、4筆の合計は1,946㎡となっています。

貸付期間は平成30年1月25日から平成34年12月14日までで、使用貸借のため小作料金発生しません。

借り人はO・Fさん、H自治会に在住の方です。

O・Fさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地9,706㎡、小作地1,946㎡で、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター・田植機・軽トラック各1台となっています。

次の受付番号548号、549号の貸し人はH・Nさん、H自治会在住の方です。

申請地は548号が田代川原字池ノ迫1953番、地目は畑、地積は790㎡、549号が田代川原字池ノ迫1952番2、地目は畑、地積は751㎡で、2筆の合計は1,541㎡となっています。

貸付期間は平成30年1月25日から平成34年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

借り人はN組合さん、M町に拠点を置く法人です。

N組合さんの経営状況は、指導員8名、雇用が24人で6,336日、自作地

12, 777㎡、小作地73, 985㎡で、茶、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、耕運機4台、草払い機10台となっています。

次の受付番号551号から555号までの貸し人はK・Jさん、T自治会在住の方です。

申請地は551号が田代川原字長尾2670番、地目は畑、地積は4,257㎡、552号が田代川原字長尾2672番2、地目は畑、地積は1,919㎡、553号が田代川原字長尾2673番1、地目は畑、地積は4,132㎡、554号が田代川原字七曲り1202番1、地目は田、地積は1,323㎡、555号が田代川原字小牧ノ下1202番2、地目は田、地積は854㎡で、5筆の合計は12,485㎡となっています。

貸付期間は平成30年1月25日から平成31年12月14日までで、小作料金は10a当り5,000円となっています。

借り人は548号、549号と同じN組合さんです。

次の受付番号556号から558号の貸し人はM・Mさん、K在住の方です。

申請地は556号が田代川原字馬庭原695番1、地目は田、地積は656㎡、557号が田代川原字馬庭原696番、地目は田、地積は561㎡、558号が田代川原字馬庭原697番、地目は田、地積は1,168㎡で、3筆の合計は2,385㎡となっています。

貸付期間は平成30年1月25日から平成34年12月14日までで、小作料金は全部で12,000円となっています。

借り人はA・Sさん、U自治会在住の方です。

A・Sさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、自作地3,007㎡、小作地12,608㎡で、茶、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター・コンバイン・田植機各1台台となっています。

受付番号542号から558号までの担当調査員は10番 貫見委員です。

以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。

先ず受付番号539号から541号までについて、4番 鳥越委員お願いします。

4 番 鳥越委員	<p>はい。Tさんは馬鈴薯、水稻、それとインゲンと色々と作られている方で、これは継続の案件で、ちょっと高いかなと思いましたが、本人が何も言われなくて、そのままが良いということでこういうふうな形になりました。</p> <p>元々継続の案件で、綺麗に作られている方で、何ら問題は無いかと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号542号から558号までについて、10番 貫見委員お願いいたします。</p>
10番 貫見委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>受付番号542号から558号までは全て継続の案件でございますので、何ら問題は無いかと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第42号のうち、受付番号539号から558号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号のうち受付番号539号から558号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって議案第42号のうち、受付番号539号から558号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第42号のうち、受付番号559号から563号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは議案第42号のうち、受付番号559号から563号までについて説明いたします。</p> <p>まず受付番号559号から562号までの貸し人はK・Sさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は559号が神川字諏訪ノ前393番、地目は田、地積は4,257㎡、560号が神川字城ノ下761番1、地目は田、地積は209㎡、561号が神川字大馬瀬324番1、地目は田、地積は991㎡、562号が神川字下牧979番、地目は畑、地積は3,513㎡で、4筆の合計は5,829㎡となっています。</p> <p>借り人はN・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>N・Yさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、雇用が3人、自作地16,252㎡、小作地21,902㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はトラクター4台、管理機5台、トラック2台となっています。</p> <p>受付番号514号、515号の担当調査員は12番 内菌委員です。</p> <p>次の受付番号563号の貸し人はU・Mさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字西ノ下861番1、地目は田、地積は2,017㎡のうち、1,008㎡となっています。</p> <p>借り人はU・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>U・Tさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者3名、自作地4,167㎡、小作地6,702㎡で、ネギを主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況はトラクター、軽トラック、管理機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は内菌政文推進委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>まず受付番号559号から562号について、12番 内菌委員お願いします。</p>
<p>12番 内菌委員</p>	<p>はい。559号から562号は継続の案件であります。別紙にありますとおり、N・Yさんは認定農家であり大規模農家でありますから、何ら問題は無いと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号563号について、内菌推進委員お願いいたします。</p>
内菌（政） 推進委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>この農地は現在半分をU・Tさんが借りておられまして、今回残り半分もTさんが借りることになりました。</p> <p>小作料は0円となっているんですけど、現在借りている所が5万円で契約していきまして、今回の契約分も含めて5万円でということで話し合いが出来たところ です。</p> <p>U・Tさんはネギを主体に経営されており、圃場等の管理もしっかりされていますので、利用権を結ぶにあたり何ら問題は無いと考えるので、よろしく お願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第42号のうち、受付番号559号から563号までを採決 します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号のうち受付番号559号から563号までについては、原案の とおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして議案第42号のうち、受付番号559号から563号までにつ いては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第42号のうち、受付番号564号から584号までを議題とし ます。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは議案第42号のうち、受付番号564号から584号までについて説明いたします。</p> <p>受付番号564号から584号までについては、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。</p> <p>お手元の配分計画案をご覧ください。</p> <p>左側が利用権設定対象申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。</p> <p>受付番号564号、565号については経営転換協力金、570、571、572、576号については耕作者協力金の対象となる予定です。</p> <p>今回は6期の対象となり、貸付開始は平成30年3月1日からとなっています。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第42号のうち、受付番号564号から584号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第42号のうち受付番号564号から584号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第42号のうち受付番号564号から584号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第43号 錦江町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)ついてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第43号について説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律が平成28年度4月1日に改正されたことに伴い、各農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定め、農地等の利用の最適化を図らなければならないとされたところです。</p>

	<p>つきましては、錦江町農業委員会においても、この指針を定めなければならぬ ところでは、</p> <p>指針案について説明いたしたいと思います。</p> <p>「以下、資料により説明」 以上です。</p>
議 長	<p>それでは、しばらくの間、資料を確認の上、検討をお願いします。</p> <p>しばらく休憩します。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>それでは内容を確認いただいたと思いますので、協議をお願いいたします。</p> <p>意見、質問などはありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは特に意見がなければ採決に入ります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第43号 錦江町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指 針」については、原案のとおり制定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第43号 錦江町農業委員会「農地等の利用の最適化の 推進に関する指針」については、原案のとおり制定することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成30年1月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了い たします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

14 番

15 番

議事録調整者 窪 和人